

## 第3章 基本的事項

### 1 趣旨

「第4次産業革命」や「Society5.0」など、ICTの進展・普及を背景とする、新しい社会の構築を目指した取組や、国における「世界最先端デジタル国家創造宣言」など、本市の情報化を取り巻く状況は急速に変化しており、本市においても、ICTをめぐる状況変化を適切に捉え、国、県の動向を的確に把握するとともに、ICTの進展やインターネット利用者の増加、モバイル端末の普及などを見据えながら、全ての行政分野において、ICT利活用を前提とした、市民サービスの利便性の向上に努める必要があります。

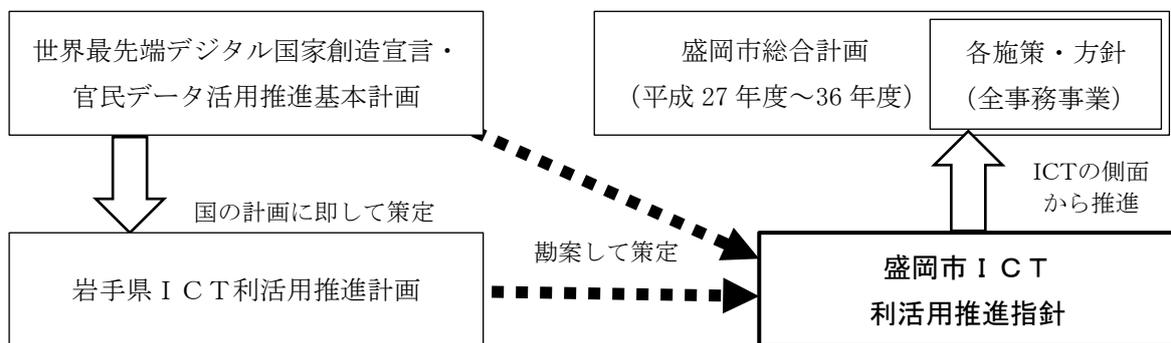
また、一定の整備が進んだ各情報システムの更新等に合わせ、効率化・高度化を図るとともに、業務の見直しを行う際は、行政事務の効率化や経費の縮減、ワーク・ライフ・バランスの推進などに向け、ICTを積極的に利活用するという視点を持ちながら、取り組む必要があります。

このようなことから、ICTを効果的、効率的に利活用し、「盛岡市総合計画」に掲げる各施策や方針をICTの側面から推進するとともに、スマート自治体への転換を図るため、本市のICT利活用に関する基本的な考え方や方向性を示す「盛岡市ICT利活用推進指針」(以下、「本推進指針」という。)を策定するものです。

### 2 位置付け

本推進指針は、「盛岡市総合計画（平成27年度～36年度）」に掲げる各施策や方針を、ICTの側面から推進するための指針として位置付けるものであり、本推進指針の対象は、総合計画に掲げるすべての事務事業とします。

また、官民データ活用推進基本法において、市町村には官民データ活用推進基本計画の策定が努力義務とされていることから、同法第9条第3項<sup>21</sup>に規定する官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画として位置付けます。



<sup>21</sup>官民データ活用推進基本法第9条第3項：市町村は、官民データ活用推進基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して、当該市町村の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとする。

### 3 対象期間

令和元年度（2019 年度）から令和4年度（2022 年度）までの4年間を対象期間としますが，I C T利活用を推進するため，I C Tを取り巻く環境変化等に柔軟かつ機動的に対応し，必要に応じて本推進指針の見直しを行います。